

Title	「トランスナショナル化」と国際政治
Sub Title	Transnationalization and international politics
Author	杉浦, 章介(Sugiura, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.2 (2010. 2) ,p.129- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100228-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「トランスナショナル化」と国際政治

「もし、われわれの抱く国際政治のイメージが、ピリヤード・ポールとしての国家からなるものだけなら、われわれは、もう一つの層の現実を見落としてしまうことになる。」(ジヨゼフ・ナイ)¹⁾

杉 浦 章 介

- 一 「国境なき国際政治」はイシューなのか？
- 二 「トランスナショナル」という視点
 - (一) 「ナショナル」の成立
 - (二) 「ナショナル」から「インターナショナル」へ
 - (三) 「インターナショナル」と「トランスナショナル」
 - (四) 「グローバル化」と「トランスナショナル」
 - (五) 「ナショナル」と「トランスナショナル」
- 三 「トランスナショナル化」の諸相
 - (一) トランスナショナル・エコノミー
 - (二) トランスナショナル・プライベート・パワー
 - (三) 脱テリトリー化と法的管轄権 (jurisdiction)
- 四 「国境なき国際政治」とトランスナショナル化——結び

一 「国境なき国際政治」はイシューなのか？

日本国際政治学会創立五十周年を記念して同学会が総力を挙げた企画として、「二十一世紀初めの時点における日本の国際政治学の水準を示し、今後の研究の方向性を指し示すことを目的とする論文集」⁽²⁾が公刊された。全四巻からなるその内容は、これまでの日本国際政治学会における主たる三つの研究領域、即ち、理論研究、歴史研究、地域研究、に対応する三巻と、これらの確立された領域には分類しにくい、「新領域・新イシュー」を扱うものとしての第四巻目からなっている。ただし、実際には、第二巻「国境なき国際政治」が、この「新領域・新イシュー」を扱っている。

この第二巻の編集責任者の一人である大芝は、巻頭の序章において、「国境なき国際政治」がどのようなテーマを扱うのかについて要約を試みている。ここで彼は、「国家を中心とする国際政治観に対しては、国家以外のアクター⁽¹⁾非国家主体の役割を重視する立場や、伝統的な安全保障問題以外の新領域・新イシューに注目する視点から、これまでに多くの挑戦が行われてきた」⁽³⁾としたうえで、このような新たな挑戦を以下の四つの研究領域に整理している。

- ① グローバル・イシューの問題解決に取り組む国際組織・非政府組織 (NGO) 研究
- ② 市場と国家の関係に焦点を当てる国際政治経済学
- ③ 移民・外国人労働者やエスニック集団に注目する国際社会学的アプローチ
- ④ 地域統合・地域協力に関する地域統合研究

さらに大芝は、このような新領域のアプローチに共通な点は、「伝統的なリアリズムに批判的である」⁽⁴⁾が、「日本では、必ずしも理論化志向性が強くはなく、それゆえリアリズムに対するリベラリズムの挑戦、という論争の

形には発展しなかつた」点である、としている。また、大芝は、この分野がどのように日本国際政治学会において扱われているかという点について、「理論、歴史、地域研究とともにイシューとして分類され、企画・研究委員会のブロックでは、理論、歴史、地域研究に対して非国家主体という名称を与えられているように、いわば『その他』として分類されがちな領域である」としている。

日本の国際政治学会の、このような現状とその認識の枠組みを前提とした上で、以下の本稿は、「新領域・新イシュー」と呼ばれる研究領域のあり方について、若干の考察を試みるものである。そして、その主要な論点は以下の三点である。

①「新領域・新イシュー」の研究領域を、「伝統的な安全保障問題」と切り離して、別個の問題領域とすることには問題はないのか。

②「新領域・新イシュー」の研究領域のアプローチを位置付ける上で、リアリズム対リベラリズムという二分法の文脈を採用することは適切であろうか。

③「新領域・新イシュー」の研究領域において、国家以外のアクター＝非国家主体の果たす役割を、これまでの国際政治学の枠組みへの追加的・付加的なものとして理解しようとする試み（「その他」と分類すること）は、はたして妥当なものといえるのであろうか。

大芝は前掲の概括論文の末尾で、「こうした議論をきっかけに、非国家主体を中心とする新領域・新イシューの研究が、いつまでも『その他』扱いされるのではなく、リアリズムの国際政治観に対する挑戦として体系的な理論を發展させていくことを期待したい。」と結んでいる。本稿は、このような「期待」にどのように応えるべきか、一つの視点に基づく試論を提示するものである。

そこで、前掲の三つの論点について検討を加えるに当たって、「新領域・新イシュー」の研究領域の構図に、

いわば「一つの補助線」を書き加えることで、現状認識の枠組みの特性を明らかにするとともに、今後、取り組むべき研究のあり方について、暫定的な所見を述べることにしたい。

その「補助線」とは、「トランスナショナル」という概念である。

二 「トランスナショナル」という視点

「トランスナショナル」の意味を明らかにする上で、この概念に先行し、前提となる二つの概念を先ず明らかにすることが必要となる。それらの二つの概念とは、「ナショナル」の概念と、「インターナショナル」の概念である。

(一) 「ナショナル」の成立

「ナショナル」なる概念は、自然発生的に生じた事物や事象についての概念ではなく、あるいはまた、論理的に自明な概念でもなく、極めて歴史的に形成されてきた、とりわけ、西ヨーロッパにおいて中世後期以降に構成されてきた、歴史的概念である。それは、その後の、ヨーロッパの近世における国家の成立と、その後の近代における領域的国民国家 (territorial nation states) の成立に深い関わりがあるものである。

この「ナショナル」の概念は、「ネイション」の成立を前提としており、国家による領域支配と統合、国家による対外的意思の発動 (宣戦布告や条約の締結など) を不可欠な要件としている。そして、国家は、領域 (テリトリー) と、その領域に居住する「ナショナルズ (nationals)」を支配し、統合することを通じて、「国益」を追求し、国家の基本的価値に対する、対内的および対外的な脅威を除去するように、行動するものとされる。

また、「ナショナル」なる概念によって意味されるものには、領域内の法的管轄権 (jurisdiction) や、それに基づく、軍隊や警察制度などによる「合法的な暴力の独占と管理」、徴税権、通貨管轄権などによる排他的な一元的支配のシステムの管理・運営などがある。このような一元的支配のシステムを通じて、国家は、「国民 (nationals)」あるいは「市民 (citizens)」に対して、物質的価値 (経済的便益) の配分と、象徴的価値の配分を行うものと考えられる。

そして、国家によるそのような支配は、公的ドメインにおける一元的支配だけではなく、私的ドメインにおいても貫徹される。民事法による家族や婚姻の規定や、商事法による経済取引活動の管轄がこれに当たる。また、多様な報奨制度を通じての、公的ならびに私的なドメインにおける象徴的価値の配分を行うとともに、教育制度をはじめとする多様な「教化制度」を通じて、国家への忠誠と帰順を調達する「国民化」政策を行うことによつて、国家権力の正当化と「ナショナルズ」の再生産を行う。

(二) 「ナショナル」から「インターナショナル」へ

このような「領域内における一元的支配・管轄システムを確立し、維持する」国家の対外的意思の発動としての外交とは、「国家の意図の伝達による国益の追求」(ハンス・J・モーゲンソー) ということになる。この立場によれば、国際政治 (international politics) とは、「国家を唯一の行為主体とする、諸国家間におけるそれぞれの国益追求」を意味することになる。ナイは、コヘインとの共同論文のなかで、所謂「リアリスト」の国際政治観を要約して、「国際政治においては、国家が唯一の重要な行為主体であり、それぞれの国家は独立したユニットとして行動し、そして、軍事的安全保障の追求が他のあらゆる目標に優先する。」として⁷⁾いる。

ここに、「ナショナル」の概念を前提とする、「インターナショナル」の概念が成立することになる。これは

「ビリヤード・ボール」としての国家のイメージに基づく国際政治観に他ならない。この国際政治観においては、「力の均衡 (balance of power)」、特に「軍事力の均衡」の実現が強調される。

しかし、ナイは、一九八八年の論文のなかで、次のように述べている。

「リアリストの理論は、国益についてよりも、力の相互作用について説明する点で優れている。しかし、力 (パワー) という点だけに依拠し、定義されるような国益の理論は、貧弱な理論といわざるをえない。」⁽⁸⁾

ナイによれば、リアリストの国際政治観には二つの克服されるべき理論的弱点が存在する。その第一は、モーゲンソーのいうところの「国家の意図の伝達による国益の追求」という場合の「国益」とは何か、という点と、その第二は、国際的な環境の変化や、新たな規範の確立を通じて、国益の定義をどのように変化させるのか、あるいは、国家はいかに学習するのか、という点である。

このような点については、後に「コンストラクティヴィスト派」の国際政治学者が詳しく取り上げるようになるが、それよりも遙か以前に、ナイ等は、政府間を仲立ちする政府間機関 (inter-governmental organization) の存在に注目し、国家間の相互依存性 (interdependence) の果たす国際政治上の役割について分析するとともに、この相互依存性は、軍事的であれ、経済的であれ、あるいは社会文化的であれ、一つの力の源泉 (a source of power) となりうる、と見るようになる。後にナイによって展開される「ソフトパワー」論の萌芽とも言えるものである。一九七二年にコヘインとの共著 *Transnational Relations and World Politics*⁽⁹⁾ で、ナイは「国際政治に果たすトランスナショナルな事象の役割を強調しているが、そのようなトランスナショナルな事象には、貿易、資金、多国籍企業、NGO、カトリック教会、テロリストなどが含まれていた」⁽¹⁰⁾。

また、ナイは一九七七年には、同じくコヘインとの共著 *Power and Interdependence* のなかで、「複雑な相互依存性 (complex interdependence)」なる理念型を創出するが、それは、リアリストの国際政治観の基本的前提

である、前出の三前提、即ち、国際政治における、国家の絶対性、国家間相互作用における基本的ユニット性（「ピリヤードボール」の譬え）、軍事的安全保障の卓越的追求、を反転させたものであり、リアリストの眼からは、「変則的で」、「マージナルな」事項の役割を強調するものであった。いわば、伝統的リアリストの国際政治観における「図と地」を逆転させたものといえる。

このように、ナイは伝統的リアリストの国際政治観を修正するが、リアリストの立場を否定し、二者択一的な構図の下に、リアリストの立場を無効とするというような言説は行っていない。むしろ、彼が次のように述べていることでも明らかのように、ナイの議論は、国際政治と国内政治の連動性と相互規定性や、インターナショナルな国際政治とともに並存するトランスナショナルな相互作用と相互依存性の重要性を強調するものである。

「リアリズムとリベリズムの間の鋭い対立といわれるが、これは多分に誇張されている。事実、この二つのアプローチは、相互補完的なものと考えることができる。

洗練されたリベラル理論によれば、国家間の力の相互作用と、国際的な規範の確立との両者は、国際システムの中のそれぞれの国家の国内政治と相互に関連させあうこと⁽¹²⁾によって、結果として、各国がその国益をどのように定義するか、そのやり方を変化させるものと考えられる。」

(三) 「インターナショナル」と「トランスナショナル」

前項で見た通り「インターナショナル」な政治の基本は、それぞれが独立したユニットとしての国家が、互いにその意図を伝達することによって、それぞれの国家の国益を追求するというものである。そして、この立場に立つと、軍事力に代表される力の均衡の希求が第一義的な行動目標となる。しかし、同時に、ナイ等の議論にもあるように、パワーの源泉には、非軍事的要因も大きく、国益には、自国の安全保障以外の要因も存在し、国益

の内容は、時間の経過とともに組み替えられ、国家の意図も変化する。しかも、独立したユニットとしてのそれぞれの国家は、伝統的なりアリストの想定するように外部に対して「閉じたシステム」ではなく、多様な相互依存性によって関係付けられた、外部に対して部分的に開かれた、「不完全に閉じたシステム」であると見なすことができる。ナイ等は、これらの国家間関係以外の相互依存関係を、「トランスナショナル・リレーションズ」と呼ぶ。さらに、このような相互依存関係そのものがパワーの源泉となりうるものであると考える。

このような「拡張されたインターナショナル・ポリテックス」の考え方が、俄然、現実味を帯び、説得力を持つようになったのは、非軍事的領域における相互依存関係が急拡大するようになったためである。一九七〇年代後半より起こった大きな変化の流れは、次の三点に要約されよう。

第一に、東西の冷戦構造に変化が現れ、多極化へと向かう中で、東西両陣営の同盟関係の見直しが行われ、それとともに経済関係や技術革新などの非軍事的要因の重要度の認識が増大した。

第二に、西側主要国に、市場化原理を掲げ、「小さな政府」を目指す、規制緩和、民営化を推進する政治勢力の力が増大した。

第三に、交通・通信の分野における技術革新（デジタル化とネットワーク化）によって、各国間、各地域間の相互作用や相互依存関係が急速に増大するとともに、経済発展の様式が「工業化」から「情報化」へとシフトし、情報通信技術によって推進される新たな発展の機会が、先進国、途上国にかかわらず、拡がり始めた。

ここで重要な点は、これまでの「インターナショナル」な関係が、「トランスナショナル」な関係に取って代わられるというのではなく、「インターナショナル」な関係においては、「変則的で」、「マージナルなもの」と見なされることが多かった、国家間関係以外の相互作用や相互依存性が、「トランスナショナル」な関係として、「インターナショナル」と併置され、その重要性の認識が増大してきたという点である。

しかし、国際政治学の分野においては、近時に至るまで、この「トランスナショナル・リレーションズ」の概念は、周到に無視されてきたことも事実である。しかし、その理論的射程や政策的有効性については、「インターネット」が動かぬ現実となるにつれて、次第に明らかになってきている。これまでの国際政治学の中心的課題である「安全保障」についても、ナイは次のように述べることによって、パワーの変質を説く。

「情報化の時代においては、各国政府にとって、パワーの主要な源泉をコントロールすることが、過去の世紀に比べて、より覚束ないものとなっている。大国は今でも、圧倒的な軍事的優位性を保持しているものの、大量破壊の技術の拡散によって、テロリストに、これまで以上の活動の機会が与えられ、それが、ポスト工業化社会における脆弱性を生み出している。」⁽¹³⁾

国家の安全保障への脅威は、軍事同盟のような「インターナショナル」な関係においてはばかりか、非国家主体が深いかわりを持つ、武器や麻薬などの偽装貿易やサイバー空間における破壊行動といった「トランスナショナル」な関係においても現実化しているものと見なせる。

(四) 「グローバル化」と「トランスナショナル」

「グローバル」という語を字義通りに解釈すれば、「全地球的規模における」という意味になるが、その意味では、気候変動による「地球温暖化」(global warming)などは、地表上の誰もがその影響から逃れられないという意味で、「グローバルな」事象であるといえよう。「グローバル」という場合、ある事象の影響が、全地球規模に及ぶという意味で使われているのに対して、「グローバル化」という場合には、ある事象が、ある状態から、別の状態、即ち、「グローバル化」とよばれる状態に変化することを意味する。それでは、一体、何が、どのよ

うに、「グローバル化」という状態に変化したのであろうか。

「経済のグローバル化」は、個々の経済主体についてみると、それまでは、「ナショナル」エコノミーによって、空間的にも、制度的にも、制約されてきた活動のドメインが、国境を越える領域にまで拡大すること意味する。もちろん、これまでも、外国との経済取引を行う企業は少なくなかったが、この場合、外国との経済取引とは主として、貿易のことを指していた。しかし、「グローバル化」とよばれるようになると、対外直接投資を行うことで「ナショナル」エコノミーの領域を越える空間的分業システムが急速に展開するようになり、またそれと同時に、国内の「ナショナル」エコノミーの内側でも、外資系企業が活動するようになる。しかし、このような変化に関する限り、経済活動は、「トランスナショナル化」した、とはいえても、語の本来の意味での「グローバル化」が行われているとはいえない。

一般に言われている、経済の「グローバル化」とは、これまでの世界経済が、それぞれの「ナショナル・エコノミー」の集合であったのに対して、「ナショナル」を越える「トランスナショナル・エコノミー」が形成されるということを意味するものといえる。しかし、それだけにとどまるものではない。

「トランスナショナル・エコノミー」という非国家主体による、私的レジームの形成と拡大のなかで、「トランスナショナル」な個々の企業における経済活動を支援し促進するような、レジーム内のシステム化の要請が急速に拡大するようになる。その典型的な事例が、通信事業におけるプロトコルの規格化であり、インターネットの展開であろう。さらには、各国の「ナショナル」エコノミー間のインターフェイスにおける、法制度や「グローバル」基準の整備（例えば、デファクト・スタンダードとしての国際会計基準の採用など）がおこなわれ、「市場化」の要請に応えるという意味で、資本市場の「グローバル化」がおこなわれるようになる。

このような、「トランスナショナル・エコノミー」のシステム化の試みの中から生まれたものが、「経済のグローバル・システム化」といわれるものであり、それこそ、これまでの時代には存在しなかった新しい事象である。

だが、このシステムが、未だ、いかに不完全であるのか、その抱える問題性を露呈したのが、二〇〇八年秋における「リーマン・ブラザーズ証券の破綻によるグローバルな金融危機」に他ならない。

トランスナショナル・エコノミーに固有な、「グローバル」資本市場の形成に果たしてきた、巨大投資銀行やヘッジファンドの役割は大きいが、デジタル化とネットワーク化に基づく、金融商品の組成・販売の仕組みは、これまでの時代には存在しなかったものである。そして、それらの金融商品の不良債権化によって引き起こされた信用収縮は、瞬く間に、トランスナショナルに伝播し、グローバルな拡がりをみせた。毀損した金融システムの修復のために、世界各国の財務当局と中央銀行は、前例のない規模と方法とで、金融機関の救済と、金融秩序の安定化に奔走している。その中で、国家の管轄と制御を超えた「影の銀行システム」(shadow banking system)の実態が露わになり、各国は協同して対応に取り組むことになった。この「リーマン・ショック」の後に、各国政府と各中央銀行の対応が「後追い」であったことは、国家による十全な制御の及ばない非国家主体のレジームが存在していたことを物語っている。

ここで重要な点は、「ナショナル」と「インターナショナル」の関係が、特に、国際政治の領域では、リアリストの立場のように、比較的明快である(リベラリストの場合には、国内政治や、規範の確立と連動しているが)のに対して、「ナショナル」と「トランスナショナル」との関係は、必ずしも明瞭とは言えない。

「リーマン・ショック」の後、各国の中央銀行は、「最後の貸し手」として、破綻に瀕している金融機関に資本注入を行っているという事実は、トランスナショナル・エコノミーを、「ナショナル」が最終的には下支えしているということに他ならない。この両者の関係こそ、本稿の目的である「新領域・新イシュー」の研究領域のあり方を考える上での鍵となるものとさえいえる。

(五) 「ナショナル」と「トランスナショナル」

所謂「グローバル化」論のなかで、しばしば繰り返される論点と主題は、グローバル化の進展は、規制緩和や民営化を通じて、国家の機能の一部が消滅ないしは縮小することで、「国家の後退 (retreat) ないしは退場」は避けられない、という議論である。そして、多くの関連する議論は、「市場化」と、それを規制し阻むものとしての国家、という図式に基づいている。スーザン・ストレンジは、「もはや、国家の領域的支配の及ぶ範囲は、その国の経済社会に関する政治的権威が及ぶ範囲や境界と一致するものではなくなってしまう⁽¹⁴⁾。」とした上で、「国家から市場へと権力・権威が移行してきたことが、恐らく、国際政治経済の分野における、二十世紀後半に起こった最も大きな変化であった⁽¹⁵⁾。」と主張している。

本稿のこれまでの議論の文脈でいえば、「市場化」に基づく「トランスナショナル化」によって、「ナショナル」の領域的支配と、領域内の法的管轄権などに基づく排他的な一元的支配のシステムが脅かされている、という議論である。そして、「トランスナショナル」の拡大を、「ナショナル」の縮小という、「ゼロ・サム」ゲームとして捉えることは、この種類の議論に共通して見られる特徴である。

この点に関して、国際社会学的研究の立場から、主として、国際労働力移動の研究や、「グローバル都市」研究を主導してきたサスキア・サツセンは、次のように主張する。

「ここで問題となるのは、グローバル資本は国家に対して、自分たちの要求をおこなない、これに対して、国家は新しい適法性の枠組を創出することによって応じてきた、ということである。…(中略)…国家が重要性を喪失しているという単純な性格付けの観点は、この重要な事実を看過している。そして、今、実際に起こっていることを、グローバルとナショナルという二分法に単純化してしまう。すなわち、どちらか一方が獲得すれば、他方はその分だけ失うことになる、といった理解の仕方である。しかし、現実には、そうではなくて、わたしは規制緩和を、国家による支配の喪失と

考えるばかりではなく、むしろ、次のように考える。すなわち、一方において、グローバル化をさらに推し進めるために必要な諸国家間のインターナショナルな合意が存在していること、そして、もう一方においては、各国の国内法制度は、(トランスナショナルな) 契約や所有権の保証の実施ということ、具現化する、主要で、なくてはならない制度として存在しているという事実、これらの二つの事柄が相互に関連しあつて並存している状況を巧妙に処理するためには、なくてはならないメカニズム、それが規制緩和である。⁽¹⁶⁾

サッセンによれば、国家は、市場化による「グローバル化」のなかで、「後退」したり「退場」したりしているものではなく、本稿で言うところのトランスナショナル・エコノミーが更なる深化、発展をおこなうために、自らの法的管轄権のなかで、自由化や規制緩和の法制度化を通じて、戦略的な対応をおこない、新たな役割と重要性を見出ししている、ということになる。サッセンの指摘の中にある最も重要な観点は、市場化による「グローバル化」には、本稿で言うところの「トランスナショナル」な資本の要求、「インターナショナル」な国家間の合意、そして、「ナショナル」の内部における戦略的対応、という、三者の間の連携の強化がおこなわれている、という観点である。

さらに、サッセンは、「グローバル化」を進展させる画期的な変化は、トランスナショナルやインターナショナルではなく、「ナショナルそのものの内側で起こっている」と主張し、⁽¹⁷⁾ ナショナルなるものの変貌によって、私的なドメインにおける権力と権威 (power and authority) が拡充し、「脱ナショナル化 (denationalization)」が急速に拡がり、進展を見せているものと見なしている。

この「トランスナショナル」と「ナショナル」との関係の典型を、トランスナショナル金融拠点であるロンドンとイギリス政府との関係に見ることができるといえる。イギリス政府は、一九七九年における保守党のサッチャー政権誕生以来、三十年余りにわたって、労働党政権への交代にもかかわらず、一貫して、「ニュー・エコノミー」の

先導役を務め、金融拠点ロンドンを「金の卵を産む鷲鳥」として、国内の経済成長と再分配政策の要として位置づけ、「無国籍」マネーと「脱ナショナル」なプロフェッショナルたちをロンドン市場に繋ぎ止めてきた。イギリス政府が通貨ユーロへの参加を拒否し、スターリング・ポンドを維持し続けるのも、国家戦略であり、「国家の意図」の表明に他ならない。

以上のヒューリスティックな分析を通じて、

(一) 国際政治を概念的に構成するものとして、「ナショナル」、「インターナショナル」、そして、「トランスナショナル」の三つの概念が、相互に規定し合う形で、「三つ巴」の関係を形成していること、そして、これら間には複雑で多層な関係が入り組んでいること、

(二) そのような「三つ巴で多層な」な関係そのものが、所謂「グローバリゼーション」の流れの中で、急速に「流動化」し、相互に規定しあう関係に変化が起こっていること、これらの二点が明らかになった。

これらの事実が意味する含意を、本稿の当初の目的に照らして分析し総括する前に、「トランスナショナル化」の諸相を叙述し、本節での議論について、一層の明確化を試みることにする。もとより、包括的な叙述は紙幅にもより不可能であるので、トランスナショナル・エコノミーを中心に、プライベート・パワーの増大の有様と、それによって生じる、法的管轄権 (jurisdiction) の変容について具体的事例を挙げながら、幾つかの問題点の所在を明らかにしてゆく。

三 「トランスナショナル化」の諸相

(一) トランスナショナル・エコノミー

「インターナショナル」と並んで重要性を増す「トランスナショナル」な関係の中でも、最も大きな影響力を及ぼしていると考えられるものの一つは、「トランスナショナル・エコノミー」⁽¹⁸⁾であり、それを動かしている非国家主体であるトランスナショナル企業である。一九七〇年代までは、多国籍企業 (Multinational Enterprises: MNEs) とよばれてきた、所謂「国際」企業は、一九八〇年代以降は、トランスナショナル企業 (Transnational Corporations: TNCs) とよばれるようになる。名称の変更の背後には、経済活動の実態における大きな変化が存在している。

第一の変化は、規模の圧倒的な拡大である。二〇〇九年現在、TNCと見なされる企業の本社は、十万社以上になり、それらの現地法人などの関連子会社は百万社にも及んでいる。また、直接、間接に産み出される雇用の総数は、八千万人にも及ぶとされ、その付加価値総額は、世界全体のGDP総額の二五%に達する。経済活動のトランスナショナル化は、このような数字の上からも、決して、これまでの「国際経済」の趨勢の延長上にあるものとはいえない、新たな段階への移行を意味している。

第二の変化は、企業活動の内容に関する変化である。MNEの時代にも、トランスナショナルに展開する大企業は存在し、主としてコングロマリットとして、石油、鉱物資源、食糧などの第一次製品の生産、流通、販売などを行っていた。しかし、TNCの時代になると、企業活動の主流は、第二次、第三次産業へとシフトする。特に、トランスナショナル・エコノミーの拡大発展の原動力は、製造業におけるトランスナショナルな分業の深化であり、そのような分業を支える通信、物流などのサービス・リンクスのネットワークの構築と拡大である。このような複数の国や地域の間での分業の状況を、フラグメンテーション (fragmentation) とよぶが、フラグメンテーションの進展の背後には、交通通信技術の飛躍的發展とともに、各国における規制緩和や民営化という制度的な変革がある。トランスナショナル・エコノミーの進展には、制度を変革する国家 (「ナショナル」) の明確

な意図がなければならなかった。例えば、中国における「改革開放」政策への転換と、経済特区の整備は、国家としての中国の「国益」の追求という明確なる意図とその意思表示であった。

第三の変化は、貿易における変化である。トランスナショナル化を推進するために、貿易の自由化が推し進められ、「貿易と関税に関する一般協定 (GATT)」は、やがて一九九〇年代に世界貿易機関 (WTO) へと発展的に解消される。この間、世界貿易は急拡大し、国家間の相互作用と相互依存性は増大する。

このような貿易の拡大の中で、貿易の内容にも変化が起こってくる。

まず、先進国、途上国を問わず、工業製品の貿易の拡大の中で、「中間財」貿易が飛躍的に増大する。

次に、財の貿易と並んで、サービスの貿易が増大する。

さらに、無形財のトランスナショナルな取引が急拡大する。

このような背景の下で、同一産業内貿易 (intra-industrial trade) あるいは、同一企業内貿易 (intra-firm trade) が増大し、このような同一産業内あるいは同一企業内貿易の総額は、世界貿易総額の三〇%以上にも達すると推計されている。

このような、中間財貿易、サービス貿易、無形財取引、同一産業内貿易という経済活動は、古典的貿易理論の想定する貿易の範疇を大きく逸脱する、トランスナショナル・エコノミーに特有な現象であるといえ、これまでのインターナショナル・エコノミクスとは異なる特性を持つものと考えられる。

第四の変化は、投資と、資本の取引に関する変化である。貿易の自由化と並んで、資本の自由化の進展は、各国における制度改革によって、トランスナショナルな直接投資を飛躍的に増大させた。その背後には、あらゆる産業における「情報化」へのシフトがある。既存の財やサービスに取って代わる、新たな財やサービスの生産には膨大な投資が必要となり、さらに、トランスナショナルな分業の進展は、既存の立地優位性に変化と再編をも

たらず。さらに、産業再編とともに企業合併や企業買収（M&A）が促進され、必要とされる資本の調達も企業にとって死活の問題となる。そして、これまでの企業金融の方式であった相対取引型金融方式から、市場取引型金融方式へのシフトが行われる。このような資本をめぐる動向を一層促進したのが、所謂「金融革命」とよばれる金融サービス業における革新である。

金融派生商品などの新商品組成技術などの金融技術の革新とトランスナショナルな金融システムの構築は、「デジタル・ネットワーク化」と「市場化」を前提としている。そして、この「デジタル・ネットワーク化」と「市場化」は本質的に、「脱ナショナル（denationalization）」への志向性をもつもので、トランスナショナル金融システムが「グローバル金融システム」へとシステム化されるのには、「脱ナショナル」なヘッジファンドや、各国金融当局の規制を逃れる「ノンバンク」ビジネスの簿外化、さらには、オフショア金融センターや租税回避地（タックス・ヘブン）などが、重要な構成要素として存在しているのは、むしろ、当然のことといえる。これらの重要な構成要素はことごとく、各国の管理当局の規制を回避する「脱ナショナル」や、「脱テリトリー」を志向しているものと見なされるからである。

このようなトランスナショナル化の進展を映す事例として、二〇〇八年における、ロシアとグルジアとの紛争がある。ロシア軍が南オセチア自治州に軍を侵攻させると、モスクワでは、投資リスクを懸念する海外投資家が資金を引き上げるという事態を引き起こした。このことは、ロシアは対グルジアという「インターナショナル」な関係において国益を確保したものの、「トランスナショナル」な経済的關係においては国益を損なったことを意味している。

第五の変化としては、トランスナショナル・エコノミーにおける生産において、投入要素として、サービス投入の比重が大きくなることがあげられる。サービスのトランスナショナル化は、まず、オフショアリング

(off-shoring)とよばれる、サービスの国外委託の増大に見て取れる。デジタル・ネットワーク化と規制緩和によって、多種多様なサービスの国外委託が行われるようになると、雇用をめぐる委託国と受託国の間で競争が起きる。このように「ナショナル」エコノミーと「トランスナショナル」エコノミーの競合性とそれによって生じる摩擦が顕在化する。

次に、トランスナショナル・エコノミーにおけるサービス投入において最も顕著な特性は、高度の対事業所向けプロフェッショナル・サービスの投入が集中的に行われていることである。このようなプロフェッショナル・サービスには、金融サービスや法務サービス、会計・監査サービスや税務サービス、広告・メディア・サービスなど、TNCの本社機能にとって不可欠な高度の専門的サービスがある。このような専門サービスに従事するプロフェッショナルたちは、一般に高学歴で、社会的ならびに空間的流動性も高く、「脱ナショナル化」志向も強い。トランスナショナル金融拠点であるロンドンにおける金融サービスの専門家の内、純然たるイギリス国籍を有する者は、全体の三分の一程度とみられ、残りの三分の二の専門家はイギリス以外の国籍であるといわれる。そして、このような「脱国籍化」傾向が顕著になったのは、一九八〇年代のシティにおける「金融ビッグ・バン」以降のことである。

以上の諸点からも明らかのように、トランスナショナル・エコノミーは、量的にも、質的にも、これまでのエコノミーとは異なる特徴をもっている。「市場化」への動きは、必然的に、国家の介入を後退させ、「脱ナショナル化」、「脱テリトリー化」への動きを加速する。しかし、経済のトランスナショナル化は、直ちに、「国家の後退」を意味するものではない。逆に、非国家主体としてのTNCの競争力の強化を促し、経済のトランスナショナル化を推進する上で、最も重要な役割を担うものの一つが国家であるということを正しく認識しなければならぬ。その意味では、「ナショナル」なるものは、後退や退場ではなく、むしろ、トランスナショナル化の先導

役であるともいえよう。

(二) トランスナショナル・プライベート・パワー

① 知的財産権 (Intellectual Property Rights) と利益集団

『国境なき国際政治』の共同編集責任者の一人である古城は、同著の第一章において、貿易の自由化にとともに生じている知的財産権の保護と国際公衆衛生（医薬品アクセス問題）を取り上げている。⁽¹⁹⁾ 古城によれば、医薬品などは、「どの国家、どの市民にとっても同様の便益をもたらすとする公共財」であるとし、このような公共財を地球公共財 (global public goods) とよぶ。そして、医薬品アクセスの問題は、このような公共財としての医薬品の供給が不足していることよって引き起こされており、供給の拡大を阻害する要因には、製薬企業の知的財産権の保護に関わる利害の調整と、その背後にある知識創造そのものの促進に関する基本的認識の問題がある、としている。そして、古城は、この問題を「協力によるグローバル・イシューの解決を図る」課題とし、「公共財の認識が政府や国際組織だけでなく、企業も含めた私的アクター側にも共有されることがますます必要になっていく」と結論付けている。⁽²⁰⁾

本問題の重要性については議論の余地はないが、この点について、「地球公共財をめぐる国際協力」の問題とは別の視点、すなわち、トランスナショナル・エコノミーにおける非国家主体のプライベート・パワーの問題としても捉えることが重要である。確かに、医薬品製造業界は、最も研究開発のウエイトの高い産業の一つであるとともに、最もトランスナショナル化が進展している業界でもある。⁽²¹⁾ ここで取り上げる二つの事例は、全米製薬業協会 (Pharmaceutical Manufacturers of America: PMA) と、国際知的財産権保護レジームを形作った知的財産権委員会 (Intellectual Property Committee: IPC) である。

一九九一年まで、チリ政府は、他の途上国の多くと同様に、医薬品に関する特許権を保護することを拒んでい
た。しかし、この頃、全米製薬業協会（非国家主体）からの圧力により、医薬品の特許を二十五年間保護するよ
うな法改正をおこなうことを強く要請されるようになった。一九九〇年、チリ政府は、改正特許法の原案を全米
製薬業協会に提示したが、協会側は、これを拒否、チリ政府は再度、改正案の見直しを検討し、医薬品の特許の
保護を十五年間とする、という妥協案を作成し、再び、全米製薬業協会に提示した。同協会は、この改正案を了
承し、翌年、改正法が成立し、発効した。⁽²²⁾

この事例において明らかのように、チリという主権国家の政府が、全米製薬業協会という非国家主体と交渉し、
自国内の国内法の改正について承認を得るように、なせしなくてはならないのか、そして、同協会の私的パワー
の拠り所は何なのか、という問題が提起されよう。⁽²³⁾

いまひとつの事例は、古城も、その議論の主要な柱とする TRIPS 協定 (Trade-Related Aspects of Intel-
lectual Property Rights) そのものの成り立ちに関わる事例である。一九九四年にウルグアイ・ラウンドにて成
立した TRIPS 協定の基本構想は、それを遡ること数年前における、アメリカを中心とするアドホックな知的
財産権委員会 (IPC) における議論によって構築された。この委員会は、知的財産権に深く関わる業界、すな
わち、製薬業界、エンターテインメント産業界、ソフトウェア産業界などの最高執行役員十二名によって構
成されたが、その委員会での議論の結果は、直ちに、日本と EU にも照会され、関連法の改正案まで提示され、
また、GATT の事務局にも提案された。そして、この TRIPS 協定は、WTO 発足後も、加盟各国の国内の
法的規制に深く関わるものとして、国際的な知的財産権のレジームを形作っている。⁽²⁴⁾

この事例においては、政府間交渉ではなく、アドホックで、しかも、利害関係の深い業界という非国家主体が
メンバーの中心となって、国際協定の成立を推し進め、その結果、各国の国内法の改正を義務付けるとい
う、ト

ランスナショナルなプライベート・パワーの実態が明らかとなる。そして、舞台裏では、アメリカ政府がこのような権力の行使を容認し、非国家主体からの提案をそのまま国際交渉へと持ち込む構図が見て取れる。「ナショナル」と、ロビイスト集団としての非国家主体との権力関係、更には、国際（インターナショナル）機関における協定化を通じての、他国の「ナショナル」な国内立法・行政機関への影響力の行使、というプロセスは、トランスナショナル化の下における、新たな政治過程そのものといつてよい。

これらの事例において、このような政治プロセスを実質的に主導しているのは、法律の専門家を中心とするプロフェッショナルたちである。このプロフェッショナル集団のパワーの拡大について、別の事例を次に検討する。

② 国際商事仲裁 (International Commercial Arbitration)

国際商事仲裁の歴史は、近代国家の成立より前にまで遡り、当初は、貿易商人たちによる自主的なプライベートなレジームであったことは、現在でも、その中心の一つがパリの国際商工会議所 (International Chamber of Commerce of Paris) であることによってもうかがえる。しかし、経済活動におけるトランスナショナル化の進展によって、トランスナショナルな商事紛争は飛躍的な増加と質的な変化をみせるようになった。

既に見たとおり、一九八〇年代から貿易と直接投資は飛躍的に増大し、トランスナショナルな分業体制が深化されるとともに、商事紛争もまた増加の一途をたどっている。現地法人の設立や大型のトランスナショナルM&Aの急増は、異なる国内法の間における権利と義務についての見解の相違を拡大化する。そして、トランスナショナル・エコノミーの形成とともに、商事紛争もまた、「大型化」・「複雑化」・「専門化」の様相を呈するようになり、従来の国際商事紛争の仲裁方式も見直しを迫られるようになる。

もともと、国際商事仲裁には、国際司法機関への提訴よりも、当事者にとって有利な点がいくつか存在してきた。訴訟 (litigation) よりも仲裁 (arbitration) が選好される理由には、両当事者間において仲裁センターを選

び、仲裁人 (arbitrator) を合意の上で選任することができ、複雑化し専門化する事案の内容について妥当な判断を期待することができる、と考えられる。国際司法機関への提訴の場合、事案についての専門的知識と経験のある判事が選任されるかどうかは保証の限りではない。

また、通常、三人の仲裁人によって行われる仲裁は、裁判に比べて、時間がかからず、膨大な訴訟費用を回避することができる。さらに、仲裁の結果は、裁判と同じ効力を持つために、事実上、最終性をもち、同一事案を別の形式において争うことも回避できる。両当事者は守秘義務を持つために、事案の内容および仲裁結果に関する情報が第三者へ遺漏されることを防止することもできる。そして、当事者の一方が国家であるような場合、国家には免訴権があるが、仲裁の場合、契約の段階で仲裁合意が明記されているような場合、国家もまた仲裁に應じる義務が生じる。このことは、国家規模の大型建設工事やテレコム・インフラの受発注の増大化の中で、非国家主体であるトランスナショナル企業にとって有利な点である。

しかし、このような、これまでの国際商事仲裁にも、トランスナショナル化による変化が見られるようになる。第一の変化は、これまでの国際商事仲裁の主流は、ヨーロッパの大陸系法曹で、アカデミックな優れた業績のある裁判官経験者であった。いわば、法曹の長老 (grand old men) による仲裁が一定の効力をもっていたが、商事紛争の増大は、この「クラブ」的性格を、「市場」的性格に変え、商事仲裁の主流は、英米系の実務専門家集団 (legal professionals) のテクノクラートや大規模法務サービス企業 (law firm) へと移行している⁽²⁶⁾。

第二の変化は、第一の変化を受けて、商事仲裁のスタイルや内容における変化である。新たに台頭する仲裁における戦術は、英米の国内の裁判戦術と同じスタイルで、「裁判におけるような攻撃 (judicial attack)」と、水面下の交渉 (negotiation behind the scenes) を組合せ、顧客 (client) の利益の観点から最適解を導き出そう」という戦術であり、しばしば、攻撃の手段として、訴訟の可能性に言及することが少なくない⁽²⁶⁾。

裁判を回避するために有効であった商事仲裁の現況は、限りなく訴訟 (litigation) と背中合わせとなりつつあり、かつ、その主役たちは、仲裁の交渉に当たって、国内 (「ナショナル」) における訴訟技術を、トランスナショナルな紛争解決の手段として遺憾なく發揮するように変わってきている。

このように、国際商事仲裁の領域における変化は、商事仲裁というプライベート・レジームにおけるパワーのシフトを表しているものと考えられる。この国際商事仲裁の変化の本質を、ある専門家は、「国内的主役の台頭がもたらすインターナショナルの変質、それと同時に、インターナショナルのインパクトによる国内的主役それ自身の変質」にあると述べている。⁽²⁷⁾

(三) 脱テリトリー化と法的管轄権 (jurisdiction)

ここでは、トランスナショナル化のインパクトがもたらす「ナショナル」の変質について、脱ナショナル化 (denationalization)、脱テリトリー化 (deterritorialization)、そして、それらと法的管轄権の関係の変質について、若干の事例を挙げながら素描することとしたい。

トランスナショナル化を促す要因の内でも最も大きな影響力をもつものと思われるのが、「インターネット」であろう。ここでは二つの事例についてみてみる。

第一の事例は、ラルフ・マイケルズ (Ralf Michaels) の紹介するインターネット上の広告と販売に関する事例である。

フランスでは、他の多くのヨーロッパの国々と同様に、ナチスに関連する物品の展示または販売を法律によって禁じている。そのようなナチス関連の物品が、アメリカのネット・プロバイダーであるヤフー社のネット上のオークションにかけられた。フランスにあるサイトから、このオークションにアクセスすることは可能であった。

そこで、パリの裁判所は、ヤフー社に対して、そのようなナチス関連の物品の販売を、フランスの領土に住む市民には行わないよう裁判所命令を出した。しかし、アメリカでは、この命令に対して、憲法修正第一条の言論の自由の侵害であり、インターネットの自由への干渉であると反論が湧き起こった。フランス側の命令は、フランス領土内における販売を禁じるという限定を課すものであったが、ヤフー社側は、国家の領土別にアクセスを規制するようなソフトウェアは現在、存在していないのであるから、事実上、全世界における販売を禁じているのと同じである、と反論した。また、ヤフー社は、対抗手段として、アメリカのカリフォルニア州の裁判所から、フランスの裁判所の決定は、アメリカの領土内では法的強制力をもたない、という宣告を勝ち取った。ただし、アメリカ側が気づいていなかった点は、フランスの国内法がアメリカにおいて拘束力を持たないにもかかわらず、アメリカの憲法によって保障される自由が、インターネットを通じて、アメリカ以外の国や地域（この場合、フランス）においても効力を有するということになるという問題である。⁽²⁸⁾

トランスナショナル商取引がネット上で行われることはもはや日常的なことといえるが、インターネットは本質的に「非または超テリトリアル」であるので、その規制は、各国における法的規制では対応できないことになる。あるいは、各国の国内法の域外適用 (extraterritoriality) によって規制を行うしかならないことになる。事実、アメリカ合衆国のアンチ・トラスト政策は、この域外適用に依拠するものが少なくない。

第二の事例は、同じく、前出のマイケルズの挙げる事例で、インターネットと名誉毀損の問題である。

オーストラリア高等裁判所は、オーストラリアの国民でメルボルン在住の原告の、アメリカのダウ・ジョーンズ社に対する名誉毀損の訴訟に対して、原告の居住するオーストラリアに裁判権の存在することを確認し、かつ、アメリカのダウ・ジョーンズ社がネット上に配信した、原告に関する記事は、誹謗中傷にあたり、名誉毀損に該当するとの判断を示した。これに対して、アメリカでは、言論の自由の侵害であるとの反論が相次いだ。オース

ストラリアの法廷の判断は、「名誉毀損とは、故意による不法行為である。そして、この記事を書いた記者は、原告がオーストラリアに在住していることを知っていた。このことより、この故意のメッセージが差し向けられた場所にも裁判権が生じる」というものであった⁽²⁹⁾。

この事例では、法的管轄権をめぐる判断が示されているが、インターネットの普及にもなつて、提訴の可能性のある範囲は、ネットへのアクセスをもつ全世界に拡大している。ネット空間が、ヴァーチャルで、均質性を持っているのに対して、各国の法律体系は、決して、一様であるわけではなく、言論の自由を優先するものもあれば、反対に、個人の名誉を尊重するものもある。特に、複数の法的管轄権に跨がるような事案においては、各当事者にとって有利なジュリスディクションを選択することも可能となる。トランスナショナル企業に対する集団訴訟 (class litigation) の場合など、どの国の裁判所を使うかが大きな選択課題となっている。

トランスナショナル化による財やサービス、資金の流れの増大とともに、労働力の移動も加速している。大量の移民や、自国外における一時滞在者の急増は、「脱ナショナルイティ」化を増幅させている。また、TNCの拡大やインターネットの普及は、「脱テリトリー化」を進めている。このようなトランスナショナル化のインパクトは、これまでの法的管轄権のあり方、そして、「ナショナル」による一元的支配のシステムのあり方そのものに対する見直しを迫っている。例えば、人権擁護ネットワーク (human right advocacy network) の活動の増大によって、「普遍的法域」(ユニヴァーサル・ジュリスディクション) の考え方も支持を拡大している。そして、トランスナショナルなパワーの増大によって、「ナショナル」の拠って立つ、「内政不干渉の原理」(the non-interference principle)「そのものにも、国際政治の「公理」としての役割に変化が生じる可能性も否定できない⁽³⁰⁾。

四 「国境なき国際政治」とトランスナショナル化——結び

以上の考察から、本稿の冒頭で提起した三つの論点について、以下の諸点を、暫定的結論としたい。

① 【安全保障との関係】

非国家主体の行動と役割は、国家から切り離され、独立したものではなく、国家および国家間関係に深く結びついている。「ナショナル」、「インターナショナル」とともに「トランスナショナル」は、「三つ巴で、多層な」関係の中で、相互の機能と役割を規定し合っている。そのような関係の中で、「力（パワー）」や「国益（ナショナル・インタレスト）」の再定義が行われる。そして、この相互作用のマトリクスは、リアリストのいうところの、「力の行使」に、これまでにない制約を課すとともに、新たな行動のオプションを開くものでもある。それ故に、安全保障の問題と切り離して考えることはできない。

② 【リアリスト対リベラリスト】

リアリストとリベラリストの立場は、相互に補完的關係があるものと見なせるのであるから、「新領域・新イシュー」の研究領域は、リアリストの国際政治観に対する挑戦や批判となるのではなく、その理論化は、既存の国際政治観に対するトータルな批判や挑戦とならなければならない。

③ 【その他】として分類すること】

「インターナショナル」が「ナショナル」を前提にしているのであるから、その「ナショナル」を変質させる「トランスナショナル」は、国際政治学研究の上での、重要かつ、統合化されるべき領域であり、理論研究はもとより、歴史研究や地域研究のなかにも組み込まなければならない。「その他」と分類されるものは、「正規(normal)」から見た時の、「変則(anomalies)」であり、そのような「新イシュー」の重要性の増加とカバーす

る領域の拡大は、パラダイム・シフトの予兆に他ならない。

国境を越える難民、国外へと流出する貨幣、遠い異国からやってくるカルトや習俗、そして、暗殺者たち。これらの歴史は、近代国家の歴史よりも、長く、古い。しかし、今日、現出するトランスナショナルな世界は、過去の延長線上にあるものではない。電子のネットワークで結ばれ、国家の一元的支配をすり抜け、瞬時に、膨大な数の人間にメッセージを届け、膨大な利益を手に入れることのできる、これまでにない「可能性の世界」である。その世界では、力を行使する者は、將軍や兵士、政治家や裁判官だけではない。そこでは、新しいパワーや新しい規範が生まれている。この新しい関係に基づく新しいパワーについて理解を深め、その可能性について考究することこそ、国際政治学研究の新たな地平となるであろう。

- (1) J. S. Nye Jr. (2004) *Power in the Global Information Age: From realism to globalization*, p. 84, Routledge, New York.
- (2) 日本国際政治学会編 (二〇〇九) 『日本の国際政治学 第一～四巻』有斐閣。
- (3) 大芝亮 (二〇〇九) 「国境無き国際政治」、『日本の国際政治学 第二巻 国境無き国際政治』所収、一頁。
- (4) 大芝、前掲書、二頁。
- (5) 大芝、前掲書、一～二頁。
- (6) 大芝、前掲書、一六頁。
- (7) J. S. Nye Jr. *op. cit.* p. 171.
- (8) J. S. Nye Jr. *op. cit.* p. 24.
- (9) R. D. Keohane and J. S. Nye Jr. (1972) *Transnational Relations and World Politics*, Harvard University Press, Cambridge MA.,
- (10) J. S. Nye Jr. *op. cit.* p. 2.

- (11) R. D. Keohane and J. S. Nye Jr. (1977) *Power and Interdependence*, Little Brown, Boston.
- (12) J. S. Nye Jr. *op. cit.* p. 2.
- (13) J. S. Nye Jr. (2002) *The Paradox of American Power: Why the World's only Superpower can't go it alone*, p. 74, Oxford University Press, New York.
- (14) Susan Strange (1996) *The Retreat of the State: the Diffusion of Power in the World Economy*, p. 1X, Cambridge University Press, Cambridge.
- (15) Strange *op. cit.* p. 43.
- (16) Saskia Sassen (1996) *Losing Control? : Sovereignty in an Age of Globalization*, pp. 25-26, Columbia University Press, New York.
- (17) Saskia Sassen (2006) *Territory-Authority-Rights: From Medieval to Global Assemblages*, p. 1, Princeton University Press, Princeton.
- (18) 「トランスナショナル・エコノミー」についての筆者の考え方については、杉浦章介 (二〇〇九) 「トランスナショナル化する世界：経済地理学の視点から」慶應義塾大学出版会を参照されたい。
- (19) 古城佳子 (二〇〇九) 「グローバル化における地球公共財の衝突：公と私の調整」日本国際政治学会編『国境無き国際政治』所収、一七～三四頁。
- (20) 古城、前掲書、三三頁。
- (21) 杉浦、前掲書、五六～五七頁。
- (22) Susan K. Sell (2003) *Private Power, Public Law: The Globalization of Intellectual Property Rights*, p. 1, Cambridge University Press.
- (23) Sell, *op. cit.* p. 1.
- (24) Sell, *op. cit.* pp. 1-2.
- (25) Y. Dezalay and B. G. Garth (1996) *Dealing in Virtue: International Commercial Arbitration and the Construction of a Transnational Legal Order*, pp. 34-54, The University of Chicago Press, Chicago.

- (26) Dezalay and Garth, *op. cit.* p. 56.
- (27) Dezalay and Garth, *op. cit.* p. 4.
- (28) Ralf Michaels (2004) "Territorial Jurisdiction after territoriality", in P.J. Slot and M. Bulterman (eds.) *Globalization and Jurisdiction*, pp. 116-118, Kluwer Law International, the Netherlands.
- (29) Michaels, *op. cit.* p. 118.
- (30) Luc Reydamns (2003) *Universal Jurisdiction: International and Municipal Legal Perspectives*, pp. 26-27, Oxford University Press, Oxford.